

現 行	改 正 後
<p>9 A 特定目的会社、特定目的信託（SPC、SPT）関係</p> <p>9 A-2 届出等に関する定期報告等</p> <p>9 A-2-1～2（略）</p> <p>9 A-2-3 監督処分のお知らせ</p> <p>(1) 法第218条から第220条までの規定による監督処分を行った場合は、当該監督処分に係る通知書の写しを監督局長あて送付するものとする。</p> <p>(2) 法第221条の規定による公告を行った場合は、当該公告に係る官報の写しを監督局長あて送付するものとする。</p> <p>9 A-3 SPCが行う附帯業務の範囲（略）</p> <p>9 A-4 オリジネーターによる資産対応証券の募集等の取扱い及び受益証券の募集等（略）</p> <p>9 A-5 検査結果に基づく監督上の処分に係る標準処理期間</p> <p>法第218条から第220条までの規定に基づき監督上の処分を命ずる場合には、検査部門からの検査結果通知（写）を受理したときから、おおむね1ヶ月（管轄財務局長から金融庁長官への協議を要する場合はおおむね2ヶ月）以内を目途に行うものとする。</p>	<p>9 A 特定目的会社、特定目的信託（SPC、SPT）関係</p> <p>9 A-2 届出等に関する定期報告等</p> <p>9 A-2-1～2（略）</p> <p><u>（削除）（「9 A-5-5」へ移動）</u></p> <p>9 A-3 SPCが行う附帯業務の範囲（略）</p> <p>9 A-4 オリジネーターによる資産対応証券の募集等の取扱い及び受益証券の募集等（略）</p> <p><u>（削除）（「9 A-5-1(4)」へ移動）</u></p>

現 行	改 正 後
<p>なお、当該検査結果通知（写）において指摘された事項等につき、管轄財務局長が事実確認等のために特定目的会社に対して報告徴求を行った場合は、報告書を受理したときからおおむね1ヶ月（管轄財務局長から金融庁長官への協議を要する場合はおおむね2ヶ月）以内を目途に行うものとする。</p> <p>（注1）「報告書を受理したとき」の判断においては、以下の点に留意する。</p> <p>i）複数回にわたって法第217条第1項の規定に基づき報告を求める場合（直近の報告書を受理したときから上記の期間内に報告を求める場合に限る。）には、最後の報告書を受理したときを指すものとする。</p> <p>ii）提出された報告書に関し、資料の訂正、追加提出等（軽微なものは除く。）を求める場合には、当該資料の訂正、追加提出等が行われたときを指すものとする。</p> <p>（注2）弁明・聴聞等に要する期間は、標準処理期間には含まれない。</p> <p>（注3）標準処理期間は、処分を検討する基礎となる情報ごとに適用する。</p> <p>（新設）</p>	<p><u>9 A - 5 行政処分を行う際の留意点</u></p> <p><u>9 A - 5 - 1 行政処分の基準</u></p> <p><u>監督部局が行う主要な不利益処分（行政手続法第2条第4号にいう不利益処分をいう。以下同じ。）としては、①法第218条に基づく違法行為等の是正命令、②法第219条に基づく業務停止命令、③</u></p>

現 行	改 正 後
	<p><u>法第220条に基づく解散命令があるが、これらの発動に関する基本的な事務の流れを例示すれば、以下のとおりである。</u></p> <p>(1) <u>法第217条に基づく報告徴収命令</u></p> <p>① <u>オンサイトの立入検査や、オフサイト・モニタリング（ヒアリングなど）を通じて、特定目的会社の業務の運営が法令に違反し、又は違反するおそれがあると認められる場合においては、法第217条第1項に基づき、当該事項について的事实認識、発生原因分析、改善・対応策その他必要と認められる事項について、報告を求めることとする。</u></p> <p>② <u>報告を検証した結果、さらに精査する必要があると認められる場合においては、法第217条第1項に基づき、追加報告を求めることとする。</u></p> <p>(2) <u>法第217条第1項に基づき報告された改善・対応策のフォローアップ</u></p> <p>① <u>上記報告を検証した結果、業務の健全性・適切性の観点から重大な問題が発生しておらず、かつ、特定目的会社の自主的な改善への取組みを求めることが可能な場合においては、任意のヒアリング等を通じて上記(1)において報告された改善・対応策のフォローアップを行うこととする。</u></p> <p>② <u>必要があれば、法第217条第1項に基づき、定期的なフォローアップ報告を求める。</u></p> <p>(3) <u>法第218条に基づく違法行為等の是正命令、法第219条に基づく業務停止命令又は法第220条解散命令</u> <u>検査結果やオフサイト・モニタリング等への対応として、報告内容（追加報告を含む。）を検証した結果、特定目的会社の業務の運営が法令に違反し又は違反するおそれがあると認められる</u></p>

現 行	改 正 後
	<p>場合等においては、以下①から③に掲げる要素を勘案するとともに、他に考慮すべき要素がないかどうかを吟味した上で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>改善に向けた取組みを特定目的会社の自主性に委ねることが適当かどうか、</u> ・ <u>改善に相当の取組みを要し、一定期間業務改善に専念・集中させる必要があるか、</u> ・ <u>業務を継続させることが適当かどうか、</u> <p>等の点について検討を行い、最終的な行政処分の内容を決定することとする。</p> <p>① <u>当該行為の重大性・悪質性</u></p> <p>イ. <u>公益侵害の程度</u> <u>特定目的会社が、資産の流動化に係る市場に対する信頼性を大きく損なうなど公益を著しく侵害していないか。</u></p> <p>ロ. <u>被害の程度</u> <u>広範囲にわたって多数の利害関係人が被害を受けたかどうか。個々の利害関係人が受けた被害がどの程度深刻か。</u></p> <p>ハ. <u>行為自体の悪質性</u></p> <p>ニ. <u>当該行為が行われた期間や反復性</u> <u>当該行為が長期間にわたって行われたのか、短期間のものだったのか。反復・継続して行われたものか、一回限りのものか。また、過去に同様の違反行為が行われたことがあるか。</u></p> <p>ホ. <u>故意性の有無</u> <u>当該行為が違法・不適切であることを認識しつつ故意に行われたのか、過失によるものか。</u></p> <p>ヘ. <u>隠蔽の有無</u></p>

現 行	改 正 後
	<p><u>問題を認識した後に隠蔽行為はなかったか。隠蔽がある場合には、それが組織的なものであったか。</u></p> <p><u>ト. 反社会的勢力との関与の有無</u> <u>反社会的勢力との関与はなかったか。関与がある場合には、どの程度か。</u></p> <p><u>② 当該行為の背景となった経営管理態勢及び業務運営態勢の適切性</u> <u>イ. 役員の法令等遵守に関する認識や取組みは十分か。</u> <u>ロ. 内部監査体制は十分か、また適切に機能しているか。</u></p> <p><u>③ 軽減事由</u> <u>以上①及び②の他に、行政による対応に先行して、特定目的会社が自主的に利害関係人の利益の保護のために所要の対応に取り組んでいる等、といった軽減事由があるか。</u></p> <p><u>(4) 標準処理期間</u> <u>法第218条から第220条までの規定に基づき監督上の処分を命ずる場合には、上記(1)の報告書を受理したときから、原則として概ね1か月（金融庁との調整を要する場合は概ね2か月）以内を目途に行うものとする。</u></p> <p><u>(注1) 「報告書を受理したとき」の判断においては、以下の点に留意する。</u> <u>イ. 複数回にわたって法第217条第1項の規定に基づき報告を求める場合（直近の報告書を受理したときから上記の期間内に報告を求める場合に限る。）には、最後の報告書を受理したときを指すものとする。</u> <u>ロ. 提出された報告書に関し、資料の訂正、追加提出等（軽微なものは除く。）を求める場合には、当該資料の訂正、追加</u></p>

現 行	改 正 後
	<p><u>提出等が行われたときを指すものとする。</u></p> <p><u>(注2) 弁明・聴聞等に要する期間は、標準処理期間には含まれない。</u></p> <p><u>(注3) 標準処理期間は、処分を検討する基礎となる情報ごとに適用する。</u></p> <p><u>9A-5-2 行政手続法等との関係等</u></p> <p><u>(1) 行政手続法との関係</u></p> <p><u>違法行為等の是正命令、業務停止命令又は解散命令を発出する不利益処分を行おうとする場合には、行政手続法に基づく聴聞又は弁明の機会の付与の手続きを適切に実施すること。</u></p> <p><u>また、いずれの場合においても、同法第14条に基づき、処分の理由を示さなければならないことに留意すること。</u></p> <p><u>(2) 行政不服審査法との関係</u></p> <p><u>報告徴収命令、違法行為等の是正命令、業務停止命令又は解散命令を発出する処分をしようとする場合には、行政不服審査法第5条に基づく審査請求ができる旨を書面で教示しなければならないことに留意する。</u></p> <p><u>(3) 行政事件訴訟法との関係</u></p> <p><u>報告徴収命令、違法行為等の是正命令、業務停止命令又は解散命令を発出する処分をしようとする場合には、行政事件訴訟法第8条に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる旨を書面で教示しなければならないことに留意する。</u></p> <p><u>9A-5-3 意見交換制度</u></p> <p><u>不利益処分が行われる場合、行政手続法に基づく聴聞又は弁明の</u></p>

現 行	改 正 後
	<p><u>機会の付与の手続きとは別に、特定目的会社からの求めに応じ、監督当局と特定目的会社との間で、意見交換を行うことで、行おうとする処分の原因となる事実及びその重大性等についての認識の共有を図ることが有益である。</u></p> <p><u>法第217条第1項に基づく報告徴収に係るヒアリング等の過程において、自社に対して不利益処分が行われる可能性が高いと認識した特定目的会社から、監督当局の幹部と当該特定目的会社の役員との間の意見交換の機会の設定を求められた場合（注）であって、監督当局が当該特定目的会社に対して聴聞又は弁明の機会の付与を伴う不利益処分を行おうとするときは、緊急に処分する必要がある場合を除き、聴聞の通知又は弁明の機会の付与の通知を行う前に、行おうとする不利益処分の原因となる事実及びその重大性等についての意見交換の機会を設けることとする。</u></p> <p><u>（注）特定目的会社からの意見交換の機会の設定の求めは、監督当局が当該不利益処分の原因となる事実についての法第217条第1項に基づく報告書を受理したときから、聴聞の通知又は弁明の機会の付与の通知を行うまでの間になされるものに限る。</u></p> <p>9 A - 5 - 4 不利益処分の公表に関する考え方</p> <p><u>（1）法第221条の規定に基づき不利益処分の公告を行う場合は、次の事項を記載するものとする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> ① <u>商号</u> ② <u>代表者の氏名</u> ③ <u>営業所の所在地</u> ④ <u>業務開始届出書の受理番号</u> ⑤ <u>業務開始届出書の受理年月日</u>

現 行	改 正 後
	<p>⑥ <u>処分の年月日</u></p> <p>⑦ <u>処分の内容</u></p> <p>(2) <u>違法行為等の是正命令等の不利益処分については、他の特定目的会社における予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する観点から、公表により対象特定目的会社の経営改善に支障が生ずるおそれのあるものを除き、処分の原因となった事実及び処分の内容等を公表することとする。</u></p> <p>9 A - 5 - 5 <u>監督処分の通知</u></p> <p>(1) <u>法第218条から第220条までの規定による監督処分を行った場合は、当該監督処分に係る通知書の写しを監督局長あて送付するものとする。</u></p> <p>(2) <u>法第221条の規定による公告を行った場合は、当該公告に係る官報の写しを監督局長あて送付するものとする。</u></p>